

全労金2017春季生活闘争ニュース・第7号

中央・東海・九州労組の要求概要と 単組委員長の決意を紹介します！

◎中央・東海労組の要求概要

	中央労組			東海労組（金庫）			東海労組（関連）	
	正職員	準職員 SS	嘱託職員 契約職員 パート職員 FSL	正職員	契約職員	再雇用 嘱託職員	正社員	契約社員
安定雇用	—	(無期転換権は実現) (登用制度は実現)		—	(無期転換権は実現) (登用制度は実現)		—	無期転換権の付与 登用制度の確立
最低賃金	時間額1,000円、日額7,330円、 月額154,000円への引き上げ			時間額950円、日額6,970円、 月額146,300円への引き上げ			—	
基本賃金	定昇の実施	2017年4月から新雇用制度が開始され、賃金 移行と評価反映が実施されるため要求しない		人事賃金制度協議中のため、 要求しない			—	月額3,000円 の引き上げ 時間額20円 の引き上げ
一時金	4.7	夏季2.3 年末は新制度	基本賃金と同様の理由により 要求しない	4.85	1.85	0.85～ 2.85	2.5+40,000	40,000
昨年実績	4.7	4.7	—	4.8	1.8	0.8～2.8	2.5+40,000	40,000
雇用環境	—	私傷病欠勤・休職制度は、2017年4月に正職員 と異なる制度を導入するため、要求しない (ジョブリターン制度あり)		—	私傷病欠勤・休職制度は、2016年度に正職員 と異なる制度を導入したため、要求しない (ジョブリターン制度あり)		—	
単組独自要求	「育児に伴う所定労働時間の短縮措置」を 小学校3年生までとする			正職員の積立休暇制度に不妊治療を追加 契約職員に、パートタイム勤務制度の導入			正社員の積立休暇制度に不妊治療を追加 契約社員に、季節休暇の付与、子の看護 休暇・介護休暇の有給化	
関連会社	※「安定雇用」について、金庫に申入書を提出する							

《単組委員長の決意／中央労組・前田稔委員長》

この間、1都7県すべての地区で支部長会議を開催し、労組役員による支部オルグを経て、第32回中央委員会(2/25)では、全会一致で「中央労金労組2017春季生活闘争方針」を確立しました。

2017連合春闘は、昨年の方針を継続し、非正規社員や関連会社で働く労働者に光りをあてる闘いと提起しており、「クラシソコアゲ」という言葉に象徴されています。「底上げ・底支え」に取り組むことは、正職員を含む全体の底上げということを理解することが重要であり、その考えに基づいて、全国の仲間と連帯した取り組みが、労金業態で働くすべての職員の雇用や労働条件の維持・改善に繋がると確信しています。

全労金・全国の仲間と連帯し、健康でやりがいをもって働き続けられる職場環境の実現をめざし、2017春季生活闘争を最後まで闘い抜くことをここに誓い決意表明とします。



《単組委員長の決意／東海労組・早川祐司委員長》

東海労組は、労金業態を取り巻く環境が厳しいからこそ、すべての労働者が自信と誇りをもって、働き続けることができる環境が不可欠であると考えています。また、関連会社を含めたオール労金で、「結束」しなければなりません。



将来への責任を果たすために、社会に広がる運動として、春季生活闘争を通じて、誰もが平和で安全に安心して暮らすことができる社会の実現、健康で平等に働き続けることができる職場環境の実現に向けて「労働金庫で働くすべての労働者」を対象として、「底上げ・底支え」「安定雇用」「公正処遇」の実現を目指します。

昨春闘においては、全国の仲間から多くの支援をいただきまして、ありがとうございました。東海労組は、全労金を中心に全国の仲間とともに「統一闘争」を意識し、2017春闘でも要求の実現に向けて最後の最後まで戦い抜く決意です！要求の実現を目指して、ともにがんばりましょう！

◎九州労組の要求概要

	九州労組（金庫）				九州労組（関連）	
	正職員	準職員	パート・職員	アシスタント職員	正社員	嘱託社員
安定雇用	—	(無期転換権は実現) (登用制度は実現)			—	(無期転換権は実現) —
最低賃金	時間額950円、日額6,970円、 月額146,300円への引き上げ				時間額950円、日額6,970円、 月額146,300円への引き上げ	
基本賃金	—	人事賃金制度協議により解決を図る		月額3,500円 の引き上げ	賃金表を2,000円～4,000円 の上方改定	
一時金	4.3	3.5	3.0		3.95	2.5
昨年実績	4.2	3.0	2.3		3.85	2.3
雇用環境	—	(私傷病欠勤・休職制度は正職員と同様)		私傷病欠勤・休職制度	私傷病欠勤・休職制度	
	ジョブリターン制度の確立				—	
単組独自要求	—	—	年間一時金の算定期間を 正職員と同様		積立休暇制度の新設	
	積立休暇制度の新設					

《単組委員長の決意／九州労組・中野大輔委員長》

2017春季生活闘争では、全労金方針と九州労組のこれまでの運動の積み重ねの観点から、「公正処遇・均等待遇」の実現を第一義として底上げを図るとともに、九州労働金庫・九州ろうきんサービスで働くすべての労働者の生活改善を実現する考えです。昨今の金融情勢等からは、九州労働金庫を取り巻く環



境も厳しい状況が続いていますが、こういう状況だからこそ、九州労働金庫と九州ろうきんサービスで働くすべての労働者に最大限の努力と奮闘が求められています。そのためには、金庫・サービスと組合がお互いを認め合うことで生まれる真のパートナーとしての信頼関係と、労働者自主福祉運動の発展に邁進することができる職場環境の構築が必要不可欠です。

九州労組は、今春季生活闘争に臨むにあたり、組合員一人ひとりの要求に対する強い思いと拘り、また、「統一闘争」として、全国の同じ思いを持って闘う多くの仲間との団結を胸に要求貫徹に向けて闘い抜くことを決意します。共に頑張りましょう！

※ 次号は3月10日（金）に配信予定です。

以 上